

## 小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和5年7月21日
- 2 開会年月日、時間 令和5年7月31日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町役場 第1会議室
- 4 委員総数 15名  
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
  - ・農業委員 9名  
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭  
小林 茂幸 小林 広幸 牧 けい子 関口 実夫
  - ・農地利用最適化推進委員 5名  
本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男  
関谷 正治
- 6 欠席委員 1名  
浅岡 久志
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 荒井 俊博 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項
  - 議案 第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 議案 第12号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案 第13号 小布施町農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見聴取について
  - 報告 第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 報告 第6号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

### 10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数9名、出席者9名で定足数に達しておりますので、ただ今より7月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、2番三田和彦委員、9番関口実夫委員の両名にお願いします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第11号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：地図は1ページをご覧ください。申請地は、雁中排水処理場の北西、県道と長野電鉄の線路に挟まれた区域内にあります。

貸付人は松村の方、借受人は長野市にお住まいの方です。

貸付人は現在、農業をしています。申請地までは手が回らない状況です。申請地は、以前はリンゴが栽培されていて別の方に貸し付けていましたが、数年前に借り主から返された後に伐採したため、現在は更地の状態です。一方、借受人はここ数年間、町内の大規模農家さんのもとで働くことで農業の経験を積んできました。そして、耐寒性で栽培方法が容易だと聞くヘーゼルナッツを作ってみたいと考えています。今回の件は、借受人を雇用している農家さんの仲介により所有者側に貸してもらえないかとの依頼が持ちかけられたところから話が進み、賃貸借契約の話がまとまった、とのこと。

借受人は今の時点で耕作地は全くなく、労力は基本的に本人1名です。長野市のご自宅から申請地までの距離は車で30分程度かかります。農機具については、耕耘機とビーパーを所有しています。許可が出たら乗用草刈機と軽トラックを順繰り購入する予定です。

申請地の管理についてです。雇用先の農家さんの耕作地がすぐ近くにある状況もあって頻繁に通うことができる見込みです。周辺農地への影響として今のところ思い当たることはありませんが、もし何か問題が生じた場合には頻繁に通うので早々に対処できるとのことで、当面は問題ないと考えています。

申請地では、許可後、秋以降にヘーゼルナッツの苗木を植えたいと考えています。苗木を植えてから出荷ができるようになるまでに3年ほどの期間が必要となる見込みであるため、これからも小布施町の農家さんのもとで働き経験を積みながらこの畑で挑戦していきたいと考えているところです。

作物の生育に関しては、この圃場の条件がヘーゼルナッツに適しているか正直なところ未知数で、うまくいかないリスクはあるとのこと。なので、始めのうちは苗木を目一杯に植えないようにして様子を見ながら取り組んでいく計画です。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長：ご質問等ございましたらお願いします。

3番岩崎委員：ヘーゼルナッツのための消毒等の管理が、周辺の農地で広く栽培されているリンゴやブドウに影響するかどうかは分かりますか。

事務局：申請者の話によりますと、ヘーゼルナッツというのは消毒作業があまり要らない作物のようです。剪定は丁寧にする必要はあるけれども、木はあまり高くないので、高いところに登って作業することもなく、収穫は落ちてきた実を拾う収穫方法で、そこだけは栗に似ているそうです。全体的にそれほど手がかからない、とのこと。

12番桐原委員：新聞で読んだことかありますが、長野市で作っている方がいますよね。それほど簡単なら、遊休農地だった畑にも栽培できるかもしれないですね。

事務局：申請者の話では、水はけが良い場所を好むらしいです。その点でいうと、この場所は小布施町の中では、あまり水はけが良い方とは言えませんよね。

13番鶴田委員：寒いところでは育たないのではなかったでしょうか。

1 番小林委員：海外では寒い地域で栽培されているので、それを知って、長野地域でもできると考えて栽培を始めた、と聞きました。

議長：他にご質問等ございますか。

—質問—

議長：他に質問が無ければ番号 1 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 1 は許可とします。

議長：次に、議案第 12 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 2 ページをご覧ください。申請地は、県道村山・小布施停車場線を中野市桜沢方面へ向かって東へ進んできた所にあります。

貸付人は中野市にお住まいの方、借受人は高山村にお住まいの方です。

平成 31 年 4 月 1 日より 3 年間の賃貸借契約を結んでいましたが、当時の貸付人は申請者の父親で、契約途中で死亡したため、相続協議の都合により令和 4 年 3 月 31 日で契約期間満了したまま契約を更新できずにいました。このほどその手続きが完了したため、改めて今回の申請者となっている息子の名義により新規契約の申請をされています。

申請地は現在も借受人が耕作を続けているため、この案件は事実上、再設定に当たります。また、申請地は水田であり、今後も引き続き米を栽培する計画となっています。

よって、計画決定の後に耕作者、作付け状況等に何ら変更は生じませんので、特に問題が起きることはないものと考えます。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。続いて、番号 2 および番号 3 について、関連していますので一括して事務局より説明願います。

事務局：地図は 3 ページをご覧ください。申請地は押羽地区で、フラワーセンターの西にある薬調施設の所から北の区域内で、深沢川の北と南に計 3 筆あります。

この案件は農地中間管理事業の集積一括方式によるもので、ご覧のとおり公益財団法人

長野県農業開発公社が間に入っています。

貸付人は押羽の方、借受人は大島の方です。

貸付人はお勤めをされていて、この土地は、別の方に今年6月30日迄貸し付けていました。その時の借受人からは6月末に契約期間満了を迎えたら返却するとの申し出を受けていたため、期間満了前から新たな借り手を探されていました。今回の借受人は、町内の農地所有適格法人の代表者で、法人名義では町の認定農業者になっています。現在も営農規模拡大意欲があり、このたび話を進めた結果、長野県農業開発公社を通じて契約することとしたものです。

申請地はリンゴ畑で、借受人は引き続きリンゴの栽培を続ける計画です。

借受人の営農状況についてですが、大規模に耕作地を抱えており、主にリンゴやモモ類を栽培されています。自宅から申請地までの距離は車で10分程度です。農機具類は、軽トラック、SS等ひと通りそろっています。これまで管理している農地において、近年は営農上の問題が生じたというような話は特に聞こえてきませんし、人を雇い大規模に営農していますので、とりあえず問題なく耕作できることと考えます。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号2および番号3は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号2および番号3は決定とします。

議長：次に、議案第13号、小布施町農業基本構想の見直しに係る意見聴取について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、これについて、事務局より説明願います。

事務局次長：この議案は、小布施町農業基本構想の見直しのための意見聴取として提出しております。

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法の改正が施行されました。これを踏まえ長野県が県の基本方針の改定を行い、それに伴って同法第6条第3項の規定により町の基本構想を見直すこととなっております。見直しにあたっては、同条第4項の定めにより農業関係者の意見を反映させるために様々な措置を講じるもの、との規定により、このたび農業委員会に意見を求めるものです。

基本構想の見直しの経過は、定期的な見直しとしては、前回は令和2年12月に行っています。見直しの頻度は「おおむね5年ごとに見直し、内容はその後10年間くらいの目標を立てること」とされていますので、現在はまだ5年を経過していませんが、法改正により見直す必要があります。そして、定期的な改正は来年で、令和6年度内となります。

先に述べましたように、今回の見直しは法改正に伴い県の基本方針の改定に伴うもので、所得目標・経営指標・集積目標等についての変更はありません。

県の見直しの概要は3点ほどございます。1点目は「第4期 長野県食と農業農村振興計画」に沿った記述への変更、地域計画に係る記載、新規就農者の育成に係る記載等の改定

です。2点目は「農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項」の追加です。県における農業を担う者の確保及び育成の考え方、農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針、都道府県が主体的に行う取組、関係機関の連携・役割分担の考え方、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保及び育成のための情報共有を追記しています。3点目は「その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」の追加です。農用地の集団化、集約化の考えを追記しています。

これに伴い、小布施町農業基本構想において必要な箇所を見直しました。主な改正点は、「人・農地プランの実質化」という部分を「地域計画の策定」に改定していることと、それに伴って、「農業経営を営む者に対する農用地の効率的かつ総合的な利用等」に改定している点です。その他に、全体的に見出し番号等が統一されていない部分があったため、表記の統一をしています。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

まず2ページ以降の目次ですが、これまで無かった「まえがき」を追記し、基本構想の位置づけを記載しました。4ページでは、農林業センサスによる状況を平成27年から最新の令和2年の情報に更新しました。その続きでは、認定農業者という言葉の後ろに法律等による定義を追記し、明確化しています。

5ページ目以降は、先ほど申し上げたとおり、「人・農地プランの実質化」との記述をすべて「地域計画の策定」として改定しました。

7ページ目は、第3「農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項」として、法改正に伴い追加している部分になります。

9ページでは、第5「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」のなかで「積極的に取り組む」として町が自ら推進することについて記載している①から⑤の内容の列挙順の変更、それから、現行では③にあった記載が無くなり、改正後は①の記載を新しく加えています。①の「法第18条第1項の協議の場の設置、第19条第1項に規定する地域計画の策定その他第4条第3項第1号に掲げる事業」が追加され、その指針の追加に伴う内容訂正となっております。

11ページ以降は、先に申し上げた見出しの訂正が入っているのと、「長野農業農村支援センター」を「農業農村支援センター」に名称を変更する等の改訂がされています。そして、全体として見出し番号の統一を行っています。

議長：大まかに説明いただきましたけれども、ご質問、ご意見等ありましたらお願い致します。

はい。

3番岩崎委員：誤字だと思いますが、11ページの(5)「農用地利用規程の認定」とあって、下線部の括弧書きの「第564号農林水産省経営局長“超”通知」となっていますが、こういうものもあるのですか。法律用語としてはあまり見かけないのですが。

事務局次長：はい、この“超”は削除してください。ありがとうございます。

議長：時間もありませんので、こういう部分はじっくり時間をかけて確認してもらっていいですか。

それと、確認ですが、この基本構想は今年4月の法の改定に伴って、玉突き状に改定の必要が出てくるのでその部分を直した、ということで、ここにもあるように経営の指標とか、そういったものは今回触れていなくて、そのような部分については、配られている資料には表として載ってはいるけど、そういったところの数字は今回改定の必要はない、ということですね。

事務局次長：はい、そうです。

議長：基本構想は理念であって、なかなか内容がはっきり書かれていないので、ぼんやりとして分かりづらいところがあるかと思いますけど。

1点質問です。7ページの1「農業を担う者の確保及び育成の考え方」の文章の4行目に「農業経営・就農支援センター」という機関名が出てきますが、これは新しく県かどこかに組織として作られた、ということですね。

事務局次長：議案書のなかの資料の別紙2の3ページ目の上半分の枠線のなかの記載事項で、「県及び県農業経営・就農支援センターに情報提供する」という部分があり、この文章を使っていますので、県が出している資料ですので、あるはずですよ。

議長：わかりました。

それと、10ページに地域計画に関する事項が書かれていますけれども、基本構想なので、地域計画の協議の場の設置については、あまり具体的なことは書かずに、この程度の明文化で、という県の見本があるのですね。

事務局次長：そうです。

議長：その、地域計画の策定については、基準等はまた別途しっかり決めるという、そういう流れなのですね。

だからついでに聞くと、(2)「法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準」というところで、「これまで人・農地プランの実質化が行われている区域をもとに、農業振興地域内の農用地が含まれるように設定する」というのは、もう少し具体的に教えてください。

事務局次長：人・農地プランで計画がされている部分について、これから農業振興地域の総合見直しが入ります。それを踏まえて、今後の農業振興地域内の農用地を含んだ範囲で地域計画の設定を進めていきたいということを考えての内容にしています。

事務局：補足します。農振農用地と呼んでいる、いわゆる青地に当たる農地は、小布施町の場合、都市計画の方で設定されている市街化調整区域と農振農用地とは、その設定地域はほぼ同じエリアだと思っていいと思います。そのなかでも農振農用地は農地として優先順位を高めて守っていきたい場所というふうに捉えています。ここに書かれているのは、人・農地プランから地域計画に変わり、内容はより実質的で、住民の間で合意形成がされているように、そういった段階を踏むように、となっていますので、その話のなかでは、この農振農用地のエリアが当然にして設定されるように、となっているということです。策定までの段取りとしては、農業振興地域計画の見直しは、地域計画と同じく令和6年度末までに町が完了することになっていますので、ここにこのように記載されているということは、その農振の総合見直しと同時並行的に地域計画のための協議などは行われますが、先に農振計画の方が完了して、その後で地域計画の策定が完了する、ということになると思います。だから、もし大幅に農振の線引きが変わる場所が存在するとなれば、そこは地域計画に盛られたり盛られなかったり、といったことが発生する可能性があるということです。

1番小林委員：町でやる農業振興地域整備計画の見直しは、いつまでにやる目標ですか。

事務局：この資料を見るまでは、令和6年度末までにと考えていましたが、ここにこのように書かれているということは、それより少し早くに終わっていないといけませんよね。

地域計画の策定には委員の皆さんが直接に関わっていただく部分があるわけですが、それと並行して町側の農振見直し作業が進んできて、地域計画の方は合意形成のための段取りを農業委員会の方で進めていって、目標地図ができてきて、それと同じ頃に農振地域の見直しによって計画の範囲が決まって、公表までは行ってなくても使えると思いますので、その範囲全体が地域計画に入っていればいいという、どうしても同時並行でやっていくしかないかな、というところですね。

とはいっても、私自身が前任者として考えてきた限りは、どこかの区域を一括して青地から白地に変えるとか、その逆のパターンも含めて、そんなに大規模な変更は発生しないと思っています。目標としては、一番は集落に近い場所の検討をすることです。地域の問題を解決する必要がやっぱりあるというふうに考えているからです。それ以外は、幹線道路の脇、大きな河川に近いところ、そういったところでしょうか。現地調査したうえで検討していくということであり、答えはまだ今の段階で持っているわけではないので、何とも言えません。

なので、合意形成を図る場の設定は、住民の何らかの範囲とか、関係機関をお呼びして集まっていたくというふうに多分なってますが、その話し合いの場は、恐らく、農振地域の変更見込みというのが生じるなら、それがある程度以上見えている段階になってからの話し合いの場を持つのだ、というふうに思っておくということです。

議長：その他に質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

—質問等—

8 番牧委員：表紙にある、「農業は強く、優しく、面白く」という言葉なんですけど、これは前々の町長が在職中からこのままかと思われちゃいます。あまりに長いこと変更されていないのは、どんなものでしょうか。

事務局次長：来年、全面的に見直しになるので、その時に考えます。今回はそこまで考えておらず、表紙だったので使わせていただいています。

8 番牧委員：では来年、期待します。

議長：その他にご意見等ございますか。

—質問等—

議長：では他に質問等なければ、これで採決をとりたいと思います。議案第 13 号は異議なしとしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、議案第 13 号は異議なしとします。

議長：次に、報告第 5 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：地図は4ページをご覧ください。該当地は国道403号を中野市に向かって、篠井川を越える手前の東側の区域内にあります。

貸付人は押羽の方、借受人は大島の方です。

令和4年1月1日からの契約で野菜が栽培されていましたが、元は水田であったことから、圃場の条件が適さず、また、改善できないということで、耕作不適當を理由に解約されることとなりました。今年の年末までは借受を続けるということなので、現在は貸付人が町農地バンクに登録を済ませていて、できるだけ年末までに間に合うように新たな借受人を探しています。

議長：質問等ございましたらお願いします。

議長：水はけ不良で、面積も大きくて、ちょっと大変そうですね。

事務局：担当者の話によると、現在、真引川の近くで野菜を作っている方に話をされていて、興味はおありだとのことで、これから現地を見たりしてみてくださいとの聞いています。うまく話が進めばよいなと思っています。

議長：他に質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：報告案件のためご了承願います。良い借り手、こういう所でも良い作物等ありましたらご配慮願いたいと思います。

議長：次に、報告第6号、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：地図は5ページをご覧ください。該当地は矢島地区の集落の中で、清水公会堂の十字路を南に進んで来た所にあります。

この農地は屋敷畑で、届出者本人はこの筆から見て西と北が接している部分に住まわれています。転用面積は合計112.18㎡です。2アール未満の農業用施設ですので、農地法施行規則第29条第1号の規定に該当するため、届出で転用できるということになっています。

土地全体に対する施設の配置については、差替えとして本日配布している方の資料をご覧ください。畑全体に対して転用する部分は網掛けされている部分です。大きな倉庫の方は今回新たに建てたもので、小さい方は大変古く、届出者が土地を購入した時には既にあったものです。新たに建てた倉庫を届出前に建設してしまい、このたび後追いの手続きをされました。この手続きの際に小さい方も届出がされていないことが発覚したため、本人が建てたものではありませんでしたが、2棟一括してこのような届出となったものです。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—



議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 6 ページをご覧ください。該当地は、上信越自動車道の側道の東側で、小布施橋東交差点と小布施橋南交差点の間の集落内にあります。

転用面積は全体で 199 m<sup>2</sup>あり、2 アール未満の農業用施設ですので、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定に該当するため、届出で転用できるということになっています。

施設の配置については、議案書の続きにある添付資料の番号 2 をご覧ください。今回届出を行った施設は 2 棟あり、農地を 1 筆間に挟んで北と南に分かれている状態で、それぞれに「申請建物(1)」と「申請建物(2)」と記載されています。

届出者はこれまでに該当地の西側に隣接する既存宅地 2 筆のなかに農業用倉庫を 3 棟、この他に届出無しで構造物や建造物を作り、これらを農業用の車庫や倉庫として長年利用してきました。このたび、それを是正するために、農地に建てられている無許可建造物等のうち、網掛けで示されている 2 つの建造物等について、ここで原状復帰することになりました。そのうえで、改めてこの届出を行い、新しい施設を北側の筆に 1 棟建てて車庫とし、南側にある倉庫は選果用としてそのまま利用し続けられるよう追認を求めたものです。

土地全体の利用としては、宅地 2 筆のなかにも 3 棟の農業用倉庫がありますが、農機具の保管、その他それぞれに異なる用途で利用されていて、いずれも空きがないこと、また、北側の隣接道路からは雇用している方達や新規就農の研修生の来訪が宅地の方では頻繁にあることから、そうした時にも東側を導入路としても自由に出入りができるように考えた結果となっています。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。続いて、番号 3 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 7 ページをご覧ください。該当地は、小布施総合公園の北側です。

転用面積は 75.45 m<sup>2</sup>あり、2 アール未満の農業用施設ですので、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定に該当するため、届出で転用できるということになっています。

施設の配置については、議案書の続きにある添付資料の番号 3 をご覧ください。まず、今回、実際に計画した倉庫は 318 番の方の土地の南側の部分に示されている 9.8 m<sup>2</sup>の建物だけでした。そうしたところ、同じく 318 番の土地の北側に示されている「既存建物（倉庫）」と書かれた施設については届出がされていないことが判明したため、これについては是正が必要となりました。このため、配置図をご覧のとおり、既存の倉庫で利用されている部分の面積を筆ごとに割り出し、318 番の方は新規の倉庫分の 9.8 m<sup>2</sup>に合算した値での届出となっています。

是正分は農業用の車庫として利用を続けています。また、新規建設分は、販売の準備のための作業所として利用する計画です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了致しました。これにて閉会といたします。

閉会（午後 3 時 04 分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和5年7月31日

小布施町農業委員会長 島津忠昭

議事録署名委員 三田和彦

議事録署名委員 関口美夫